

米子瓦斯グループ奨学金支給基準

令和5年1月25日 教務委員会決定

米子高専学生への米子ガスグループグローバル推進助成金のうち米子ガスグループ奨学金の支給基準について、次のとおり定める。

1. 本助成金は、米子高専学生の国際性を涵養し、社会貢献できるグローバル人材育成のために支給する。
2. 本助成金の支給対象者は、米子工業高等専門学校に在学し、トビタテ！留学 JAPAN に応募する学生で、書類選考を通過したが面接選考で落選した学生とする。また、海外留学への熱意にあふれ、米子瓦斯への事業報告ができる学生とする。本奨学金の助成対象となる留学は、トビタテ留学で定める期限内で実施したものとする（例えば、令和5年2月にトビタテ留学に申請した場合、令和6年3月末までに実施が完了する留学とする）。
3. 年間の助成金額は40万円とする。一人につき20万円を上限とし支給し、トビタテ留学 JAPAN で申請したプログラムの遂行のために必要な費用を補助する。ただし、本校後援会からの助成金（2万円）、専友会からの助成金（3万円）と併用することはできない。また、同一の事業に対して、本校以外の団体等から助成金相当の支給がある場合は、併用可能とする。
4. 助成対象者は2名を基本とする。該当する者がいない場合、次年度へ支給を持ち越す。また、希望者が2名を超える場合は、希望者の人数で助成額40万円を頭割りした額を支給する。
5. 助成金の支給は、本科、専攻科併せて在学中に1回限りとする。
6. 本支給基準は、令和5年4月1日から適用する。